

交渉情報	NO.67	日本郵便株式会社 信越支社 金融営業部
JP労組 信越地方本部	2016年2月23日	添付資料:なし

松本ブロック涉外社員の兼務発令について

日本郵便株式会社信越支社は、本日（2月23日）「松本ブロック涉外社員の兼務発令について」について地方本部に説明してきました。

内容は、飯田郵便局お客さまサービス部の涉外社員を駒ヶ根郵便局お客様サービス部に兼務させ、飯田郵便局以外の単独マネジメント局の取り組みを学ぶためとしています。

飯田郵便局の所在する地域（南信南部エリア）には、飯田郵便局以外の単独マネジメント局がなく、人事交流等でスキルアップやマネジメント力の向上を図ることが難しいため、飯田郵便局から一番近い駒ヶ根郵便局（南信北部エリア）に社員を兼務させることにより、営業スキル、具体的な営業指導方法及びマネジメント力の向上を図りたいとしています。

兼務対象者

飯田郵便局 お客さまサービス部
課長代理 1名
主任 2名

兼務発令期間

2016年3月1日（火）～3月31日（木）

その他

兼務対象者が兼務局で同行募集を行った場合の実績は、兼務局の実績とする。また、個人実績は按分する。

兼務先への兼務日数は、発令期間中2回～3回程度とする。

本施策はあくまで社員のスキルアップが主な目的であり、趣旨を逸脱した運用をしないこと、冬期間での施策となり兼務先までの通勤距離が長くなることから、交通事故等に注意するよう当該社員に指導することの2点について申し入れを行っています。

なお、前回に続き地方本部への情報提供が遅くなったことに対して、以降同様な取り扱いがないよう強く申し入れを行いました。

つきましては、該当の下伊那支部においては、本施策の実施にあたり個別課題等がありましたら、支部対応をするとともに地方本部へ連絡をお願いします。

労使の扱い 単局窓口